

本制度における区市町村の役割

街区再編まちづくり制度は、都が都市計画の権限を有する地区計画（区部において3ha を超える再開発等促進区を定めるもの）を中心に組み立てられています。地域に密着したまちづくりを進める観点からは、区市町村の参画が不可欠です。

そのため、Step1の街並み再生地区の指定にあたっては、区市町村の意見を尊重して定めるものとしており、また区市町村による地区指定の要請もできます。

さらに、都の都市計画権限が及ばない場合においても、Step2の都市計画を区市町村が定めることで、それらの地区での事業実施にあたっては、Step3の事業支援措置を同様に受けることができます。

共同化プロジェクトのイメージ

（このイメージは街区再編まちづくり制度成立以前の事例です。本制度は、このようなプロジェクトを支援するために創設されたものです。）

従前
状況



完成後



After → 老朽木造住宅が新しい共同住宅に生まれ変わり、地区内の居住者が住み続けられるようになりました。

After → 貫通道路が新設され、利便性・防災性が飛躍的に高まりました。

After → 戸建て希望者も地区内に残ることができました（敷地は移動）。

街区再編まちづくり制度があれば、斜線制限の緩和にチャンスがありました。

このほか、容積緩和による床面積の割増なども活用可能です。

発行
問い合わせ先

平成15年10月
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都都市計画局都市づくり政策部開発企画課
Tel.03-5388-3243

登録番号 (15) 50

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています